

令和7年度 八王子市立横山中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

- 本校の教職員は、「いじめは、どの学校・学級においてもあり、誰もが加害者・被害者にもなりえる」「いじめは子どもの人権を侵害する」という認識の上に立ち、教育委員会や家庭・地域と連携し、いじめを未然に防ぐことに重点をおき以下の内容の取組を行う。そして、いじめが生じた場合には速やかな対応と解決への取組を全職員により徹底して行う。なお、本基本方針は毎年点検し、状況の変化に対応した見直しを行う。（見直し箇所は下線で示す）
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことが生徒及び保護者に学校生活での安心感を与えることに繋がることを基本方針として示す。

2 未然防止にむけた取組

- 教師と生徒、生徒と生徒、教師と教師がお互いの話を聴き合う関係づくりを進め、人権を尊重する教育を推進する。（生徒の自律を目指し、いじめの起こりにくい学校・学級づくりを目指す）
- （1）分かる授業、生徒が意欲的に取り組む授業づくりに努め、生徒の学力不振によるいじめや不登校ゼロを目標に、原則毎週水曜日もしくは金曜日に放課後学習教室を開催する。
 - （2）特別の教科道德の授業を要として、いじめに向かわない態度・能力の育成を図り、集団生活や学校内のルールを守り、自他を思いやる心と態度を育成する。
 - （3）学級活動や総合的な時間での体験学習等を通して、社会的な礼儀を学び実践する態度を育成する。
 - （4）生徒個々の自己有用感が学級、学年、学校の有用感に繋がるよう、愛情あふれる学級、学年、学校経営を推進する。横山中地区小・中一貫指導の1つとして人権に配慮して、呼名は「さん」付けを推進する。
 - （5）学校運営協議会や町会、地域諸機関からの情報収集を進め、指導に生かす。
 - （6）いじめへの対応に係る教職員の資質・能力向上を図るための研修会を年3回行う。

3 早期発見の取組

- （1）入学時・各年度の開始時における生徒、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明する。子ども見守りシートを全家庭に配布、ホームページに掲載し、家庭との連携を密にして、いじめの早期発見に努める。
- （2）定期的な学年会や生活指導部会において生徒の情報を共有する。個人が不安、不快な思いを感じたこと、「いじめの芽」「いじめの兆候」もいじめであると認識する。
- （3）いじめ対策の推進は企画委員会の委員による「いじめ対策委員会」が担う。
- （4）週1回開催の特別支援委員会において、スクールカウンセラー及び養護教諭、各学年から生徒の情報を共有し、全教職員で全校生徒の解決策を検討する。
- （5）全学年で家庭と学校との連絡ノートやメール連絡を活用し、保護者と学校との情報交換を行う。

- (6) 全学年で学校生活の安定、いじめの早期発見を目指し、毎月、横山中独自の生活アンケートを実施し、その結果に応じて聞き取りや面談等の対応を行う。また、全職員で情報共有を図るために、校務支援システムを活用する。緊急を要する事案については、いじめ対策委員会に報告して、組織的な対応を行う。
- (7) 三者面談を年2回、〔3年生は3回〕を実施する。
- (8) スクールカウンセラーによる1年生の全員面談を1学期中に実施して、相談活動の充実を図る。
- (9) 学年職員による二者面談を実施して、生徒とのコミュニケーションを図るとともに、いじめの未然防止、早期発見に努める。

4 インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、「学校だより」や「保護者会」を通して、家庭への協力依頼を行う。「SNS東京ルール（ノート）」を活用し指導する。
- (2) 学級活動において、インターネットの正しい使い方の指導を行う。
- (3) セーフティ教室を通じて、インターネット上で拡散した情報は、回収や消去が困難であること、人権侵害、刑法や民法に係る重大な問題になることを指導する。

5 発生時の対応

- (1) いじめの事実確認を行い、学級担任だけが対応するだけでなく、教職員が組織的に対応する。
- (2) 背景にある事情の調査を行い、詳細な事実確認を行う。
- (3) いじめを受けた生徒、また、その保護者に対し面談を行い、解決・再発防止のための取組についての具体的な方策を確認し、支援を行う。
- (4) いじめを行った生徒の人格の成長のために、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行うとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等との連携の下、当該児童・生徒が抱える問題の解決を図る。
- (5) 必要に応じて、教育委員会や外部機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

6 いじめ対策委員会の活動計画

- いじめ対策委員会を毎週水曜日に実施して、学校全体で情報共有の場を設定する。
- 重大と思われる事案が発生した際は、他の業務に優先して速やかに委員会を開き、必要な対応について方針・方策を具体的に示すとともに、対応を行う。
- 各学期の終わりに委員会では、取組の達成状況を確認するとともに、次学期での改善点と重点課題を具体的に示す。
- いじめ対策委員会を中心にいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。
- いじめの防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- 学校いじめ対策委員会の年間の活動計画を作成する。